

資料編

2. 用語解説

【 あ行 】

空き家バンク

空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度。

上尾市空家等対策計画

適切な管理が行われていない空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき策定された計画。

上尾市建築物耐震改修促進計画

市民等の生命と財産を守るため、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進することを目的として策定された計画。

上尾市水道事業経営戦略

「上尾市水道事業ビジョン」における水道事業としての事業運営方針を踏まえ、上尾市水道事業の中長期の経営の基本となる計画。

上尾市水道事業ビジョン

本市の水道事業運営の基本となる計画。国（厚生労働省）の「水道ビジョン」に基づき、本市の水道事業が将来にわたって安全で快適な水の供給を行い、災害時にも安定した給水などを行うことを目的とする。

上尾市総合計画

総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定される計画であり、本市の全ての施策の基本となる。

上尾市総合治水計画

頻発する局所的な集中豪雨や台風により、浸水被害が増加していることから、水害に強いまちづくりを目指すため、策定された計画。

上尾市地域創生長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口の現状を分析し、将来への展望と今後目指すべき将来の方向を示す計画。

アセットマネジメント

公共資産について、最適な時期や規模による公共投資を行うことによりその価値を高め、利益の最大化を図ることを目的とし、公共施設のライフサイクルコストを考慮した、効率的な資産管理を行う考え方。

暗渠

ふたのある水路または地下水路のこと。都市部では川の上にふたをしたものも暗渠と呼ばれ、郊外では農業用水などにふたがあれば暗渠と呼ばれる。

一級河川、二級河川

河川の等級には、一級河川と二級河川がある。一級河川は、私たちの暮らしを守り、産業を発展させる上で特に重要な関わりを持っている水系（一級水系）の中の河川のうち、国が管理している河川。二級河川は、一級水系以外の比較的流域面積が小さい水系（二級水系）の河川のうち、都道府県が管理している河川。

IoT (Internet of Things)

日本語では「モノのインターネット」と訳す。身の回りの様々な物をインターネットに接続し、得られたデータを情報交換することにより、システムの最適化や新たな価値を生み出すという概念。

ICT (Information and Communication Technology)

IT は「情報技術」、ICT は「情報通信技術」を指す言葉。言葉の意味はほぼ同じだが、IT は「情報技術そのもの」、ICT は「情報通信技術の使い方」と区別する場合もある。

インフラ

インフラとは、基盤、下部構造などの意味を持つ英単語。一般には、道路や鉄道、上下水道、発電所・電力網、通信網、港湾、空港、灌漑・治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などを指すことが多い。

雨水管理総合計画

下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めた計画。

雨水貯留施設（タンク）

降雨による水害の軽減を図り、あわせて雑用水（飲用に供する以外の水）として節水に寄与するほか、災害時の非常用水などに活用することを目的とした家庭用タンクのこと。

延焼遮断帯

道路、河川、鉄道、公園、緑道等、火災の延焼を防止するための帯状の都市施設。必要に応じて、それらの沿道の建築物の不燃化を組み合わせる場合もある。

オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地等、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

【 才行 】

科学技術基本計画

平成7年に制定された「科学技術基本法」により、政府が科学技術政策を長期的視野に立って、体系的かつ一貫して実行することを目的に策定された計画。

合併処理浄化槽

公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントなどが整備されていない地域でトイレを水洗化するときに設置が義務付けられている施設で、汚水や台所・風呂などからの排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するもの。

環境基本計画

環境基本法第15条に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画。

管理不全空き家

放置され、管理がされていない空き家。

狭あい道路

法律上の定義はないが、一般的には幅員4m未満の道を指す。

協働

市民、事業者、行政が、相互理解を深めながら、それぞれ対等な立場で諸問題の解決に向けて知恵や力を発揮しあうこと。

緊急輸送道路

災害時の緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路をいい、第1次～第3次まで設定されている。

近郊緑地

首都圏の近郊整備地帯の緑地であって、樹林地、水辺地等が一体となって良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものを指す。

区域区分

市街化区域と市街化調整区域に分けることを「区域区分」または「線引き」という。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観行政団体が景観に関する計画や条例を作る際の法制度。

建築協定

住宅地の環境保全等を目的として、土地所有者等同士が建築物の基準に関する一種の契約を締結するときに、公的主体（特定行政庁）がこれを認可することにより、その安定性・持続性を保証し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度。

建蔽率

土地の面積のどれくらいの広さを建物に使用できるかという割合をいう。

公共下水道全体計画

将来の地域の状況に対応した長期的な下水道整備の実施計画であり、行政区域にとらわれずに長期的な市街化の動向等を勘案するなど、総合的な見地から設定するもの。

公共下水道認可区域

公共下水道を設置する場合、あらかじめ事業計画を定め、国の認可を受けた区域。

公共施設等総合管理計画

地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が15歳から49歳までに産む子供の数の平均を示す。

交通結節点（機能）

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所、機能のこと。ハブとも呼ばれる。

後背地

港湾の背後にある陸地で、港から積み出す物資を供給する範囲や、港に陸揚げされる物資を需要する範囲を指す地理学の概念。広くは、都市・道路などの勢力が及ぶ範囲をも指す。

コーホート要因法

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことを指し、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえ、人口推計を行う方法。

個別施設管理基本計画

地方公共団体が「公共施設等総合管理計画」を受け、所有する全ての公共施設等を対象に、個別施設ごとの方向性やあり方を検討し、中長期的な視点に立った施設の適正化と効率的な管理運営を行うための計画。

コンパクトシティ

郊外への市街地の拡大を抑制し、都市機能集約による都市の活性化を図るため、生活に必要な諸機能が近接した、効率的で持続可能な都市。もしくはそれを目指した都市政策のこと。

【 さ行 】

災害用ヘリポート

災害時において緊急輸送等に使用するヘリコプターの離着陸場に使用するもので、国の整備基準を満たしたもの。

再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。温室効果ガスを排出せず、地球環境に対して負荷の少ない自然界のエネルギー。

埼玉県生活排水処理施設整備構想

埼玉県生活環境保全条例第 16 条に基づき、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画。

埼玉県 5 か年計画

平成 29 年度からの 5 年間で取り組む施策の体系を明らかにした、県政運営の基本となる計画。

GIS

「Geographic Information System（地理情報システム）」を略して「GIS」という。この「地理情報システム」とは、デジタル地図の画面上に様々な情報を重ねて、それらの情報を用いて様々な分析を行うシステム。

市街化区域

既に市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域であり、人口及び産業の急激な膨張による都市の無秩序な発展を防止する役割を持ち、開発行為は原則として抑制される区域。

市街地開発事業

一定のエリアを区切って、そのエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うもの。都市計画法では、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業の 6 種類が該当する。

自助・共助・公助

「自助」とは、自分で身を守ること。「共助」とは、地域の人々や周りの人たちと助け合うこと。「公助」とは、自治体などの公的支援のことをいう。

自然的土地利用

田畑などの農地、森林、原野、水面、河川、海浜などの自然的な土地利用を示す。

事前復興

平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくことをいう。

指定管理者制度

それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなどの法人、その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

社会資本ストック

道路、港湾、下水道、公園、通信、郵便、空港、ダムなど国民経済全体の基礎としての円滑な運営を実現するため、毎年の公共投資によって形成されてきたストック。

純移動率

ある特定の時期、場所における転入者と転出者の差を人口比率で表した数値。

準防火地域

建築物の延焼を防止するため、建築物の外壁・屋根・柱等に防火面での規制を加える都市計画の一種。防火地域と準防火地域があり、準防火地域は、都市の中心部に近く、建物の密集度が比較的高い地域に指定する。

準用河川

河川法により指定・管理されている一級河川（国土交通大臣指定）・二級河川（都道府県知事指定）以外の河川で、市長が指定し、河川法の二級河川に関する規定を準用して管理する河川（河川法第 100 条）。

消防水利

消防用の水の供給設備の総称。

将来都市構造

都市全体を形づくる根幹的な要素を概略的に表現したもの。これを図化した「都市構造図」は、広域的な視点を含めた効率的かつ効果的な都市の発展を推進するための「まちづくりの見取り図」と捉えることができる。

人工知能 (AI)

コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現したもの。artificialintelligenceの訳語。略して「AI」とも言う。

浸透側溝

地下水の涵養と水資源の確保や広範囲に渡って地盤に雨水を浸透させることが可能で、地下水の還元と敷地内の雨水処理に利用できる。

浸透枿

住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる設備。

スマートシティ

IoT (Internet of Things : モノのインターネット) の先端技術を用いて、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市のことをいう。

隅切り

二辺が道路に接する角地を敷地として利用する場合に、その接する角の一部分を空地にすること。

生産緑地

市街化区域において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するもの。農地等として維持するため建築物の建築等の行為が規制される。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物に関する多様性を示す概念。

Society 5.0 (超スマート社会)

サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)。狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指すもの。

【 た行 】

多自然型護岸整備

多様性豊かな生態系の保全・育成を図るため、河川改修の際に、植生や自然石を利用した護岸整備など、自然の川の持つ構造的な多様性を尊重して護岸を整備すること。

地域公共交通網形成計画

地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定める計画。

地域創生総合戦略

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」と一体となって、地方公共団体が地方創生の目指すべき将来や、目標や施策の方向性等を取りまとめたもの。

地域地区

都市計画において、土地利用に関して一定の規制等を適用する区域として指定された、地域、地区または街区をいう。指定する地域地区の種類に応じて、その区域内における建築物の用途、容積率、高さなどについて一定の制限が課せられる。用途地域や高度地区、防火・準防火地域、風致地区などが該当する。

地域防災計画

各地方自治体（都道府県や市町村）が策定する防災に関する基本的な計画。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画。

治水対策

洪水・高潮などの水害や、地すべり・土石流・急傾斜地崩壊などの土砂災害から人間の生命・財産・生活を防御するために行う対策。

長寿命化

寿命がのびること、あるいは寿命をのばすことを意味する表現。特に消耗品やインフラなどの耐久性を向上させ、長持ちするようになることを指す場合が多い。

低炭素化

二酸化炭素の排出をできるだけ抑えながら、経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会づくりを行うこと。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

田園都市産業ゾーン基本方針

「埼玉県5か年計画」に基づき埼玉の活力を高めるために、圏央道沿線地域に加え圏央道以北地域などにおいて、高速道路インターチェンジ周辺や県内主要幹線道路周辺に田園環境と調和した産業基盤づくりを積極的に進められるよう具体的方針を定めたもの。

透水性舗装

通常の舗装が雨水の浸透による路床、路盤等の耐久性の低下を防ぐために、舗装内部へ水が浸透しない構造となっているのに対し、舗装体内に雨水が浸透し、路盤層以下まで雨水を浸透させる構造とした舗装。

特定空き家

そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。

特定生産緑地

生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取り申出が可能となるが、その買取りの申出が可能となる期間を10年延長した生産緑地をいう。

特定道路

建築基準法の容積率に関する規定では、幅15m以上の道路のことをいう。

バリアフリー法に基づく特定道路は、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、主要鉄道駅周辺道路の面的なバリアフリー化を目的に、多数の高齢者、障害者などの移動が通常徒歩で行われる道路を、国土交通省が指定している。

特別用途地区

用途地域指定を補完するために定める地区。特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、建築基準法に基づき地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例により、建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行う。

特別緑地保全地区

都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が指定の対象となる。

都市計画区域

都市計画法により都市施設計画や土地利用の規制の対象とされる区域。本市は伊奈町と合わせて一つの都市計画区域（上尾都市計画区域）に含まれている。

都市計画道路

都市計画法第11条第1項に定める都市施設であり、知事の承認を受けて都市計画決定した道路を指す。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他の都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

都市下水道

下水道法第2条に定められた、主として市街地における雨水を排水するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ当該地方公共団体が指定したものを指す。

都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定、都市計画の特例並びに都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的として制定された法律。

都市農業振興基本法

市街地及びその周辺地域で行われる農業の安定的な継続を図り、農産物供給、防災空間確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全等、都市農業が有する多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成を図ろうとする法律。

都市防災総合推進事業

密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進するもので、災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備、都市防災不燃化促進、密集市街地緊急リノベーション事業がある。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。都市施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度。

【 な行 】

農業振興地域整備計画

優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画。

農地中間管理事業

農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借受け、必要な場合は基盤整備等の条件整備を実施し、貸付けにあたって、地域で農地の借受けを希望する者を公募し、応募した者の中から適切な貸付相手方を選定した上で、認定農業者等担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付ける事業。

【 は行 】

Park-PFI（公募設置管理制度）

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法である。

ハーフインターチェンジ

高速道路のインターチェンジは、上り線、下り線の入・出の4方向にアクセスできるのが標準的な構造だが、このうち、2方向にしかアクセスできないインターチェンジをいう。

ハザードマップ

洪水、土砂災害、津波等の自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を地図上に図示している。

バリアフリー

障害者や高齢者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去することを指す。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、より広義に障害者や高齢者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で使用されている。

ビオトープ

ビオトープはドイツ語で「生き物」を意味する BIO（ビオ）と、「場所」を意味する TOP（トープ）を組み合わせた言葉。ビオトープとは「地域で野生の生き物が暮らす場所」を指し、自然生態系の一部と位置づけられている。

ビッグデータ

様々な形をした、様々な性格を持った、様々な種類のデータのこと。従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。

ふるさとの緑の景観地

樹林地が単独で、または樹林地及び隣接する土地が一体となって広範囲にわたり、ふるさを象徴する緑（埼玉らしさを感じさせる樹木を中心としたすぐれた風景をいう）を形成している地域を県が指定するもの。

防火地域

建築物の延焼を防止するため、建築物の外壁・屋根・柱等に防火面での規制を加える都市計画の一種。防火地域と準防火地域があり、防火地域は、商業・業務地等の都市中心部で、建物の密集度が特に高い地域に指定する。

包括的民間委託

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

防災街区整備地区計画

密集市街地の区域内において、火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図ることを目的とした地区計画。

防災活動拠点

災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のこと。

保水・遊水機能

保水機能とは、防災調整池などにより流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能のことをいう。遊水機能とは、河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のことをいう。

【ま行】

マスタープラン

基本計画、基本設計を指す言葉。

街づくり推進条例

身近な地区の土地利用に関するルールづくりや、快適な住環境の整備等を協働により実現するための仕組みを規定する条例。街づくり組織への補助や情報提供、街づくり専門家の派遣等や、街づくり計画の承認、街づくり協定の締結等の規定が定められている。

緑の基本計画

都市緑地法（旧都市緑地保全法）に基づく計画であり、都市公園の整備や緑地の保全、緑化の推進など、緑に関わる総合的な施策を示す計画。

【や行】

遊休農地

現在は耕作が行われていない農地のこと。

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

容積率

建物の延べ床面積が土地の面積のどれくらいまで可能かという割合。延べ床面積を敷地面積で割ることで算出する。

用途地域

都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など13種類がある。それぞれ、建てられる建物等の種類や大きさなどが制限されている。

予防保全

部品ごとに耐用年数や耐用時間を定めておいて、一定期間使ったら故障していなくても交換する保全方法。予防保全を実施することにより、故障の可能性を低減させ、作業も計画的に実行できるため、機器や設備の停止をメンテナンス時のみに抑えることが可能。

【ら行】

乱開発抑止基本方針

圏央道IC周辺地域の16市町と田園都市産業ゾーン基本方針に基づき産業誘導地区に選定された3市町で定めた基本方針。これに基づいて「重点抑止エリア」を設定し、乱開発を未然に防止する取り組みを行っている。

立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版にあたる。

緑地保全制度

都市緑地法や、市や県の条例等による緑地保全のための制度全般を指す。

緑地率

ある地域又は地区における緑地面積の占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標で都市計画などに用いられる。緑地面積は「緑地」と定義された「個々の土地」の合計面積であるが、「緑地」の定義が場合により異なるので注意が必要。

【わ行】

ワークショップ

「体験型講座」を意味し、一方的に講座を受けるのではなく、参加者が実際に参加・体験することが大きな特徴であり、学び・創造、トレーニングや問題解決の場として広く認知されている。

第1章
計画の概要

第2章
上尾市の現況特性と
まちづくりの課題

第3章
基本構想

第4章
分野別方針

第5章
地域別方針

第6章
計画の推進方針

資料
編

上尾市都市計画マスタープラン2020

発行年月 令和3年3月（令和6年8月一部改定）

発行編集 上尾市都市整備部 都市計画課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電話 048-775-7629 FAX 048-775-9906

<https://www.city.ageo.lg.jp>

